

平成 30 年 第 6 回別府市農業委員会総会議事録

日 時	平成 30 年 6 月 1 日 (金) 午後 1 時 42 分		
場 所	別府市役所農業委員会室		
招集者	別府市農業委員会 会長 恒 松 直 之		
議 事			
	日程第 1 議事録署名委員の指名		
	日程第 2 議案事項		
	<p>議案第 1 号</p> <p style="padding-left: 2em;">農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告について</p> <p style="padding-left: 2em;">1 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届</p> <p style="padding-left: 2em;">2 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届</p> <p>報告第 1 号</p> <p style="padding-left: 2em;">開発行為事前協議申入に対する協議結果の報告について</p>		
	日程第 3 その他		
出席委員	7 名	番号は議席番号	
	1 番 齊藤 孝一	2 番 佐藤 進蔵	
	3 番 園田 喜久男	4 番 恒松 直之	
	5 番 星野 賢一	6 番 久保 賢一	
	7 番 浜川 和久		
出席職員	事務局長 宮森 久住 補佐 吉田 悠子 主任 木元 佳子		
	午後 1 時 43 分 開会		
局 長	<p>それでは、只今より平成 30 年第 6 回別府市農業委員会総会を開会いたします</p> <p>本日の総会の出席委員数は 7 名で、委員定数 7 名に対し過半数を超えていますので、総会会議規則第 6 条により本日の総会は成立いたしましたので、ご報告申し上げます。</p>		

	<p>ここで、お願いがございます。</p> <p>議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえ発言していただきたいと思います。</p> <p>それから、総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りくださるようお願いいたします。</p> <p>また、やむをえず離席する場合は、議長に許可をもらってください。</p> <p>それでは、会長、お願いいたします。</p>
議長	<p>これより会議を開きます。</p> <p>本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>ご異議がないようでありますので、5番星野委員、6番久保委員を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の総会議案は、お手元に配布いたしております議案第1号農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告についてで、「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届」が3件、「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届」が10件、最後に、報告第1号「開発行為事前協議申入れに対する協議結果の報告について」が1件、それから、その他となっております。</p> <p>それでは、議案第1号農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告についてのうち、1の農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届、2の「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届」について、事務局より一括説明願います。</p>
事務局	<p>座って説明させていただきます。</p> <p>議案第1号は、農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告でございます。</p> <p>1 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届です。</p> <p>番号1番 申請人 別府市大字内竈 番地 、職業 土地の区分、市街化区域</p>

申請の土地、大字内竈字上別府 番 田 (畑) m^2
場所は通称、亀川浜田町 組、 の北側です。
施設の概要は、賃貸用共同住宅 (長屋住宅) 用地として木造 2 階建 1 棟 m^2
転用の時期は届出受理後、専決年月日は平成 30 年 4 月 26 日

番号 2 番 申請人 竹田市大字玉来 番地 、 職業
土地の区分、市街化区域

申請の土地、大字北石垣字中野 番 田 (荒地) m^2
場所は通称、中須賀東町 組、 から北西へ m 付近です。
施設の概要は、自己住宅用地として木造 2 階建 1 棟 m^2 、
転用の時期は届出受理後、専決年月日は平成 30 年 4 月 26 日

番号 3 番 申請人 別府市石垣東 丁目 番 号 、 職業
土地の区分、市街化区域

申請の土地、石垣東 丁目 番 田 (雑種地) m^2
場所は通称、石垣東 丁目 番、 から西へ m 付近です
施設の概要は、自己住宅用地として木造 3 階建 1 棟 m^2 、
転用の時期は届出受理後、専決年月日は平成 30 年 4 月 27 日

2 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届です。

番号 1 番

譲渡人 大分市住吉町 1 丁目 番 号 、 職業
譲受人 別府市北的ヶ浜町 番 号 (株)(代) 、 職業
土地の区分、市街化区域

届出の土地、大字鶴見字市ノ原 番 畑 (荒地) m^2
場所は通称、実相寺 組、 から西へ m 付近です。
施設の概要は、資材置場用地として m^2 、転用の時期は届出受理後、
専決年月日は、平成 30 年 4 月 17 日

番号 2 番

譲渡人 福岡県中間市中央五丁目 番 号 、 職業

譲受人 別府市大字南立石 番地 、 職業

土地の区分、市街化区域

届出の土地、大字南立石字田屋 番 畑 (畑) m^2

場所は通称、堀田 組、 から南西へ m付近です。

施設の概要は、庭園用地として m^2 、転用の時期は届出受理後、

専決年月日は、平成 30 年 4 月 17 日

番号 3 番

譲渡人 別府市大字鶴見 番地 、 職業

譲受人 別府市大字鶴見 番地 (有) 取締役 、 職業

土地の区分、市街化区域

届出の土地、大字鉄輪字原 番 田 (雑種地) m^2

場所は通称、北鉄輪 組、 から西へ m付近です。

施設の概要は、資材置場用地として m^2

転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成 30 年 4 月 20 日

番号 4 番

譲渡人 別府市古市町 番 号 、 職業

譲受人 別府市大字別府 番地 (有)(代) 、 職業

土地の区分、市街化区域

届出の土地、大字内竈字北尾関 番 田 (雑種地) m^2

場所は通称、古市 組、 (株)の裏になります。

施設の概要は、資材置場用地として m^2

転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成 30 年 4 月 24 日

番号 5 番

譲渡人 別府市照波園町 番 号 、 職業

譲受人 福岡県福岡市中央区薬院 丁目 番 (有) (代) 、職業

土地の区分は、市街化区域

届出の土地、照波園町 番 田 (雑種地) m^2

場所は通称、照波園町 組、 から南西へ m付近です。

施設の概要は、私道用地としてクラッシュラン敷き m^2

転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成 30 年 4 月 25 日

番号 6 番

譲渡人 別府市大字鶴見 番地 、職業

譲受人 大分市都町二丁目 番 号 (株) (代) 、職業

土地の区分、市街化区域

届出の土地、大字鶴見字下森山 番 畑 (雑種地) m^2

場所は通称、実相寺 組、 から南西へ m付近です。

施設の概要は、住宅用地として木造 2 階建 1 棟 m^2

転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成 30 年 4 月 27 日

番号 7 番

譲渡人 別府市大字南立石 番地 、職業

譲受人 別府市大字南立石 番地 (株) (代) 、職業

土地の区分、市街化区域

届出の土地、大字南立石字御堂原 番 畑 (荒地) m^2

場所は通称、堀田 組、 から西へ m付近です。

施設の概要は、駐車場用地として砂利敷き m^2

転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成 30 年 5 月 10 日

番号 8 番

譲渡人 別府市大字鶴見 番地 、職業

譲受人 別府市大字南立石 番地 、職業

土地の区分は、市街化区域

届出の土地、大字鶴見字古屋敷 番 畑 (宅地) m^2
場所は通称、莊園町 組、 から西へ m付近です。
施設の概要は、自己住宅用地の一部として木造2階建1棟 m^2
転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成30年5月14日

番号9番

譲渡人 別府市大字内竈 番地 、職業

譲受人 別府市大字鶴見 番 、職業

土地の区分は、市街化区域

届出の土地、大字内竈字上別府 番 田 (畑) m^2

場所は通称、内竈 組、 から北へ m付近です。

施設の概要は、 の設置用地として、 m^2

転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成30年5月16日

番号10番

譲渡人 別府市大字鶴見 番地 、職業

譲受人 別府市北浜 丁目 番 号 (有) 取締役 、職業

土地の区分は、市街化区域

届出の土地は、大字鶴見字新貝 番 田 (畑) m^2

場所は通称、新別府 組、 から南東へ m付近です。

施設の概要は、宅地分譲用地として 8区画 m^2

転用の時期は届出受理後、専決年月日は、平成30年5月18日

以上です

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この専決事項については、報告事項でございますので、ご了承下さい。

最後に、報告第1号「開発行為事前協議申入れに対する協議結果の報告について」事務局より説明願います。

事務局	<p>報告第1号 開発行為事前協議申入に対する協議結果の報告について 番号1番</p> <p>申請者の住所・氏名 玖珠郡玖珠町大字塚脇 番地</p> <p>開発区域の位置及び面積 別府市大字鶴見字タタラ 番外1筆 合計 m²、 都市計画区域は市街化区域です。</p> <p>場所は通称、竹の内 組、 の西側です。</p> <p>開発目的は長屋住宅</p> <p>事務局の所見は、申請地は地目 であるが農地のため、開発許可書の写しを添付のうえ、農地法所定の届出をすること。また、周辺に農地がある場合、被害が生じる恐れがある時や生じた時は責任を持って対処してください。排水等を水路に流す場合には水利関係者に承諾を得てください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この件につきましても、報告事項でございますので、ご了承ください。</p> <p>次に、その他ですが、5月総会の際に、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について事務局より説明いたしました。平成29年度の活動の点検・評価は、既に県農業会議へ報告いたしております。</p> <p>また、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、6月末までに県農業会議へ報告をということで、前回（案）をお持帰りいただき、本日、ご承認いただくということをお願いしましたが、ご意見ございませんでしょうか。</p> <p>ここをこう変えたらいいというご意見はないでしょうか。</p>
委員	意見なし。
会長	<p>特にご意見もないようですので、農業会議へ原案のとおり報告いたします。</p> <p>以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これをもって散会いたします。</p> <p>お疲れさまでした。</p>

午後2時30分

上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議 長 会 長 印

署名委員 5 番 委 員 印

署名委員 6 番 委 員 印